

令和3年第2回(6月)宇治田原町議会定例会提出議案等の概要

○議案第36号 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)

[企画財政課]

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金をはじめ、通級指導教室の整備等に要する費用等を追加補正するもの。

既定額	4,999,000 千円
補正額	16,500 千円
計	5,015,500 千円

【主要事業】

・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	新規	8,100 千円
・学校施設環境整備事業費	新規	5,200 千円

○議案第37号 宇治田原町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例を制定するについて

[総務課]

町政における長年の功労と優れた活動を評価し、その榮譽をたたえる自治功労者表彰制度の趣旨に照らし、各分野でご活躍の方を広く顕彰するため、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、対象者や必要年数等の見直し。

○議案第38号 宇治田原町税条例等の一部を改正する条例を制定するについて

[税住民課]

地方税法等の一部を改正する法律等が公布・施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。主な改正内容は、個人町民税の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直し及びセルフメディケーション税制の延長等。

○議案第39号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

[税住民課]

地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日に施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。主な改正内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置の継続及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限の延長等。

○議案第40号 町道路線の認定について

[建設環境課]

大字南小字下中道地内の住宅開発により町に帰属した道路について、町道1の62号線として認定しようとするもの。

当該路線については、延長101.7メートル、幅員は6から12メートルの規格。

**○報告第 1 号 令和 2 年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について**

〔企画財政課〕

令和 2 年度宇治田原町一般会計補正予算で繰越明許費の設定を行った「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費、オンライン観光プロモーション事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費、新市街地都市公園整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製し、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するもの。

**○報告第 2 号 令和 2 年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について**

〔上下水道課〕

令和 2 年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した、急速ろ過機改良事業等に係る水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。

**○報告第 3 号 令和 2 年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書について**

〔上下水道課〕

令和 2 年度宇治田原町下水道事業会計で繰り越した、公共下水道（管渠）整備事業費等に係る下水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。

**○報告第 4 号 賛田立川線道路工事（その 4） 宇治田原中央公園造成工事（その 2）  
請負契約の一部変更に係る専決処分について**

〔建設環境課〕

令和 2 年第 3 回定例会で可決された当該請負契約について、工事内容の変更に伴い契約金額の変更が生じたことから、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**○報告第 5 号 宇治田原中央公園造成工事（その 3）請負契約の一部変更に係る専決  
処分について**

〔まちづくり推進課〕

令和 2 年第 3 回定例会で可決された当該請負契約について、工事内容の変更に伴い契約金額の変更が生じたことから、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**○報告第 6 号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について**

〔まちづくり推進課〕

令和 2 年 7 月 30 日、町営バスが走行中、乗客が転倒し負傷した事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第 2 項の規定により報告するもの。

**○報告第7号 令和2年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書について**

〔企画財政課〕

地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。

**○報告第8号 令和3年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について**

〔企画財政課〕

地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。